

# ウィンター キャンペーン 定期貯金



JA東京みどり キャラクター  
みーどりん

キャンペーン  
期間

令和5年11月1日(水) ▶ 令和6年1月31日(水)

※取扱期間中であっても募集額30億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。



スーパー定期貯金(単利型)



大口定期貯金

店頭  
表示金利の



# 7.5倍

※店頭表示金利は令和5年10月1日現在

組合員

年0.150%

組合員  
新規申込者

年0.155%

ご利用いただける方 個人

期間 定型方式1年(自動継続扱い)

預入方法 一括預入・証書式または通帳式

特別配当金 対象になりません。

預入金額

スーパー  
定期貯金  
(単利型)

1口10万円以上1,000万円未満  
(お一人様何口でもお預入れいただけます。)

大口  
定期貯金

1,000万円以上  
(お一人様何口でもお預入れいただけます。)

新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ。詳しくは当JA窓口まで、お問合せください。

# あなたもJAの組合員になりませんか!

JA東京みどりの組合員にご加入していただきますと  
いろいろな特典があり、  
**お得ですよ!**

JAはどなた様にもご利用いただくことができます。現在多くの方が「組合員」として、JAの各事業をご利用いただいております。

ぜひこの機会にご加入  
いただきますよう、ご案内  
申しあげます。



特典

1

事業実績により、  
出資金に対しての  
配当金が  
受け取れます。



特典

2

事業実績により、  
定期貯金(一部商品除く)  
のお預入金額に対し、  
特別配当金が  
受け取れます。



特典

3

JA東京健康管理センターの  
日帰りドックが、  
組合員料金で  
ご利用いただけます。  
(JA東京みどり指導課  
にてお申込みできます)



※配当金は法令等に基づき業績等を考慮し、年度ごとに配当の有無・配当率が総代会で決定されます。

## 組合員加入の手続き お申込み方法

1

お近くのJA東京みどり窓口、  
もしくは担当者より  
内容をご確認ください。

2

申込書に必要事項をご記入の  
うえ、店舗にお申込みください。

3

加入審査後、  
1,000円(出資金1口分)を  
お預かりいたします。

### 加入条件

当JA地区内(国立・昭島・立川・武蔵村山・東大和)  
にお住まいの方  
(一定の条件がありますので、詳しくはお近くの支  
店窓口までお問い合わせください。)

### 正組合員と准組合員の違いについて

正組合員は農業を営んでいなければなりません  
が、農業を営んでいない方も出資していただくこ  
とで准組合員になることができます。准組合員に  
つきましては総代会での議決権はありませんが、  
当JAの各事業をご利用いただくことができます。

●定款に基づき、お申込みをお断りする場合がございます。

### 出資金に関する事項の定款の一部抜粋

#### (組合員の資格)

- 第11条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。
- ② (略)
  - ③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。
    - 1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの(以下略)

#### (加入)

- 第12条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。(以下略)
- ③ この組合は、前項の申込書を受け取った場合において、その加入を承諾しようとするときは、書面をもってその旨を加入申込をした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。
  - ④ 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。(以下略)

#### (持分の譲渡)

- 第14条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。(以下略)

#### (相続による加入)

- 第15条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、直ちにこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。
- ② 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

#### (脱退)

- 第17条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がいないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。
- ② 前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から60日を経過した日以降に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。(以下略)

# 商品概要説明書

## ウィンターキャンペーン定期貯金

(令和5年11月1日現在)

商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> (条件別金利上乘せ定期貯金) ウィンターキャンペーン定期貯金
取扱期間	・令和5年11月1日(水)～令和6年1月31日(水) 取扱期間中であっても募集額30億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。
ご利用いただける方	・個人(組合員の方または組合員加入いただける方)
期 間	・定型方式 1年(自動継続扱い)
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式または通帳式 ・1口10万円以上1,000万円未満(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・【組合員】 0.15% ・【組合員新規申込者】 0.155% ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="491 398 1481 667"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別配当金の対象になりません。</li> <li>・ 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・ 募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打ち切り、金利の見直しを行う場合もございます。</li> <li>・ 総合口座で預入れをする場合、利率が上乘せされた定期貯金が総合口座の担保に組入れされる為、貸越の利率も連動して上乘せされますので、予めご了承ください。</li> </ul>																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA東京みどり

# 商品概要説明書

ウィンターキャンペーン定期貯金（大口定期貯金）

（令和5年11月1日現在）

商品名 （愛称）	・大口定期貯金（条件別金利上乘せ定期貯金） ウィンターキャンペーン定期貯金
取扱期間	・令和5年11月1日（水）～令和6年1月31日（水） 取扱期間中であっても募集額30億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただく場合がございます。
ご利用いただける方	・個人（組合員の方または組合員加入いただける方）
期 間	・定型方式 1年（自動継続扱い）
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入・証書式または通帳式 ・1,000万円以上（お一人様何口でもお預入れいただけます。） 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の入手方法	・【組合員】 0.15% ・【組合員新規申込者】 0.155% ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>（1）預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p>A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－<math>\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>（2）預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－<math>\frac{（基準利率－約定利率） \times （約定日数－預入日数）}{預入日数}</math></p>

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>																
<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部（電話：042-535-1061）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の弁護士会を利用することができます。</p> <table border="1" data-bbox="531 566 1477 831"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年 末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年 末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年 末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別配当金の対象になりません。</li> <li>・自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・募集期間中に急激な金利の変動があった場合には、募集の打切り、金利の見直しを行う場合もございます。</li> <li>・総合口座で預入れをする場合、利率が上乘せされた定期貯金が総合口座の担保に組入れされる為、貸越の利率も連動して上乘せされますので、予めご了承ください。</li> </ul>																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 東京みどり